

# 青少年支援メンター制度

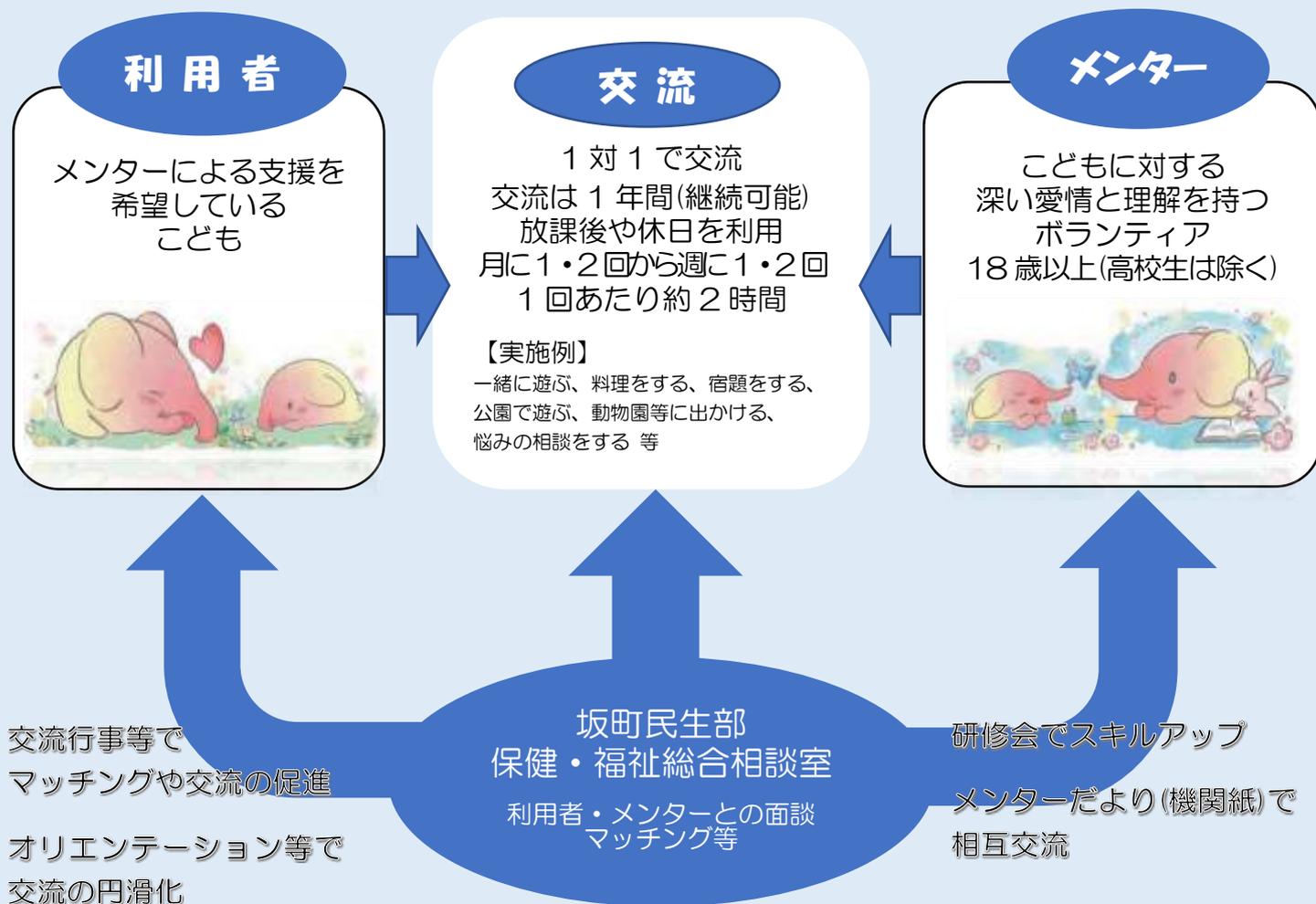
メンターとして活動して下さる方と  
メンターによる支援を希望することもを

# 募集しています！

## 青少年支援メンター制度とは？

メンターと呼ばれる人生経験豊富な大人と子どもが1対1の関係で継続的・定期的に交流する制度です。  
月に1・2回から週1・2回、1回あたり2時間程度一緒に過ごし、信頼関係を築きながら、子どもの心の成長を支援します。

## 青少年支援メンター制度 イメージ図



※「メンター」・・・「青少年支援メンター」のことを、「メンター」と略して表記しています。

## ■申し込み条件

### 利用者(子ども)

以下の条件を満たす子どもであれば、どなたでも利用することができます。

- 子どもがメンターによる支援を希望している。
- 保護者がメンター制度を利用することを承諾している。
- メンター制度の趣旨を理解し、適切にメンターとの交流を行うことができる。
- 安芸郡坂町立学校に在籍または安芸郡坂町に在住している。

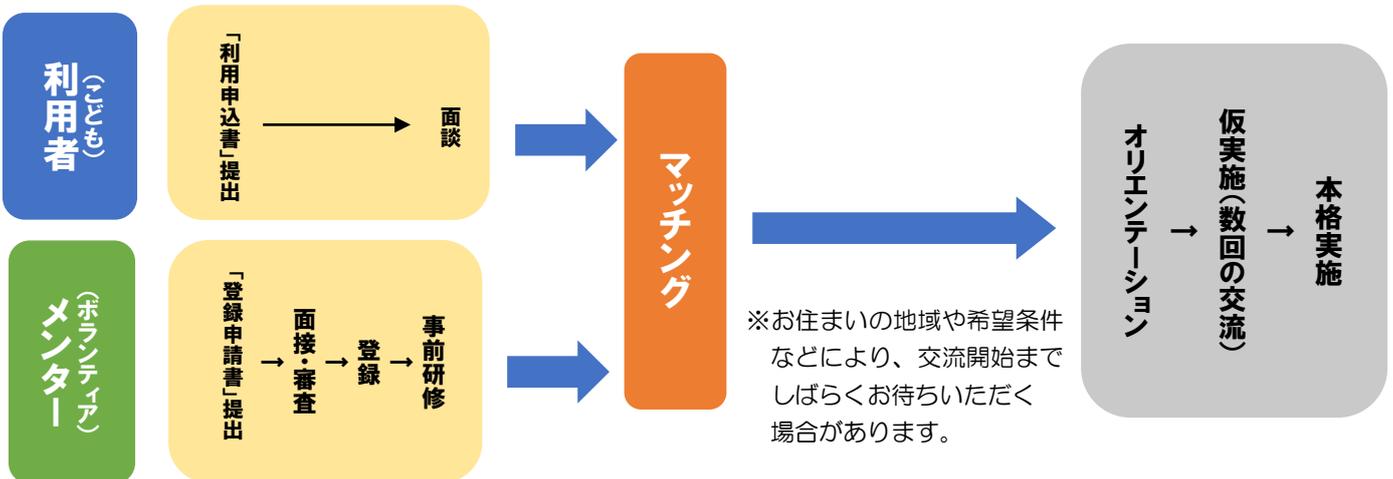
### メンター(ボランティア)

以下の条件を満たし、適切に子どもと交流を行うことができると坂町民生部が認めた方をメンターとして登録します。

- 子どもに対する深い愛情と理解がある。
- 18歳以上である(高校生を除く)。
- メンターとしての責任と自覚をもって、子どもを支援できる。
- メンター制度の趣旨に則って、メンターとしての役割を果たすことができる。
- 研修会に参加し、メンターとしての資質の向上に努めることができる。

※申込みは随時受け付けています。

## ■申込みから交流開始まで



## ■交流について

交流回数・日時	原則として、1年間、放課後や休日を利用して、月に1・2回から週に1・2回、1回当たり2時間程度の交流を行います。具体的な日時については、メンターと子ども・保護者が相談して決めます。
交流場所	交流場所は、子どもの自宅が原則ですが、近くの公園や公民館などで交流することも可能です。主な交流場所については、メンターと子ども・保護者が相談して決めます。
交流内容	決まったものではありません。どのような交流を行うかは、メンターと子ども・保護者が相談して決めます。
交流報告書	メンター及び子ども・保護者は、毎月交流報告書を坂町民生部保健・福祉総合相談室へ提出します。

お申込み  
お問合せ

坂町民生部  
保健・福祉総合相談室

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号  
TEL: 082-820-1550 FAX: 082-820-1511  
E-mail: soudan@town.saka.lg.jp